

「市営野庭住宅及び周辺の住宅等を含めた団地全体の再生計画策定業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「市営野庭住宅及び周辺の住宅等を含めた団地全体の再生計画策定業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 提案内容
 - ① 団地再生に向けての考え方
 - ② 団地再生に向けての具体的な取組み
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組み

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
 - 本業務に活かすことのできる過去の業務実績があるか（過去10年間）
 - (2) 提案内容
 - ① 現状及び課題を的確に把握しているか
 - ② 課題解決に結びつく提案であるか
 - ③ 実現性の高い提案であるか
 - ④ 先見性のある視点を取り入れられているか
 - (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組み
 - 企業として、ワーク・ライフ・バランスに関する取組みが行われているか
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行わないものとする。
 - 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の集計及び報告
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
委員長 建築局公共建築部営繕企画課長
副委員長 建築局住宅部市営住宅課担当課長
委員 建築局住宅部住宅政策課長
建築局住宅部住宅再生課担当課長
港南区総務部区政推進課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を建築局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(参加資格確認の通知)

第6条 参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第7条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。